

伺の日 令和 年 月 日				施行の日 令和 年 月 日			
課長	係長	主任	主任	係員	総務課長	庶務係員	給付係

健康保険 資格証明交付申請書（出産育児一時金用）

令和 年 月 日 提出

① 資格喪失の際の被保険者証の記号及び番号	記号		番号	
② 被保険者であった者の氏名				
③ 被保険者であった者の住所及び電話番号	〒 TEL ()			
④ 資格喪失の際使用されていた事業所の名称				
⑤ 資格喪失後の健康保険（該当するものにレ印）	<input type="checkbox"/> 国民健康保険（市区町村）		<input type="checkbox"/> 健康保険被扶養者	
	<input type="checkbox"/> 健康保険未加入		<input type="checkbox"/> 健康保険任意継続	
⑥ 備考				
※健保組合使用欄	証明書の発行番号	関ソフト健発	第	号

「関東ITソフトウェア健康保険組合」の被保険者であった方（※健康保険法第106条に規定する資格要件を満たす者に限る）が当健康保険組合から出産育児一時金の給付を受ける場合は、医療機関等へ「資格喪失等を証明する書類」の提示が必要となりますので、この申請書を「関東ITソフトウェア健康保険組合（〒169-8516 新宿区百人町2-27-6）」に提出してください。

※健康保険法第106条(資格喪失後の出産育児一時金の給付)

「一年以上被保険者であった者が被保険者の資格を喪失した日後六月以内に産出したときは、被保険者として受けることができるはずであった出産育児一時金の支給を最後の保険者から受けることができる。」

資格喪失後に被保険者本人として社会保険に強制加入になっている場合はこの申請書はご利用いただけません。加入先の社会保険へ一時金の申請を行ってください。

【注意事項】

- ①から④まで漏れなく記載してください。
- この申請書はFAXでの提出はできません。当健康保険組合へご郵送ください。
- この申請書にて交付いたします資格喪失等を証明する書類には、資格喪失の際の氏名が記載されます。

〈問合せ先〉

給付課 TEL 03-5925-5303

受付日付印